

令和5年4月12日

保護者の皆様

草津市立笠縫小学校
校長 丹羽 浩之

非常変災（台風接近・大雨・地震等）に伴う対応について

日頃は、本校教育の推進に格別のご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、非常変災に伴う対応は下記のとおりとしています。確認のうえ、本文書を保管していただき、非常時に備えてくださいますようお願いいたします。

記

【台風接近・大雨等の対応】

テレビ・ラジオ等の報道や気象情報（インターネット等）で、午前7時の時点で、草津市に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合、臨時休校とします。

- ・朝のニュースや気象情報を、必ず保護者の方が確認してください。
- ・「特別警報」は「暴風」に限らず「大雨」「暴風雨」その他に関するものを含みます。
- ・その他の警報（「大雨警報」「洪水警報」「大雨洪水警報」等）の発令の場合は臨時休校ではありません。
- ・自宅待機が必要な場合は、学校から「草津市学校向けメール」を通じて連絡いたします。何も連絡がない場合は、平常どおり登校させてください。個別の電話での確認等は控えてください。
- ・午前7時の時点で「特別警報」や「暴風警報」が発令されていない場合であっても、風雨が強く登校が心配と思われる場合は、保護者の判断により、自宅待機をしてください。その場合は学校までご連絡ください。（ICTを活用した欠席・遅刻等の連絡メールを活用ください）

【草津市で地震が発生した時の対応】

「震度5弱」以上のとき	登校日の前日午後5時以降から始業開始時間前（午前8時20分）までの間に、 <u>草津市で「震度5弱」以上の揺れを観測した場合、臨時休校とします。</u> ・登校中の場合は、学校・自宅の近い方に避難します。 ・登校した児童については、その後、保護者へ引き渡しを行います。
「震度4」以下のとき	原則として、平常通り授業を行います。 ★通学路の状況等を考慮いただき、安全と判断されてからお子さんを登校させてください。

【登校後に発生した場合の対応】

登校後に「特別警報」や「暴風警報」が発令された場合、あるいは「地震が発生した時」は、教育委員会から指示があるまでは、児童を学校で待機させます。その場合は、学校から「草津市学校向けメール」を通じて、ご家庭に連絡します。

状況により、その時の判断で下校を早めたり遅らせたりして、教師の指導のもと集団下校の措置を取ることも想定されます。このように、通常と異なる下校をする場合は、必要に応じて「草津市学校向けメール」や個別の緊急連絡でご家庭に連絡しますので、個別の電話での確認等は控えてください。